

◎等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	段階	(%)
1級	(1)事務員、技術員の職務	25	16.4	事務員・技術員	25	55	係員の職	61.3
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	30		幼稚園教諭	12			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	18			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
2級	(1)主事、技師の職務	64	28.1	主事・技師	64	94	係員の職	61.3
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	30		幼稚園教諭	14			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	16			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
3級	(1)主査の職務	36	16.8	主査	36	56	係員の職	61.3
	(2)主任幼稚園教諭、主任保育士の職務	19		主任幼稚園教諭	6			
	(3)主任生活支援員・主任就労支援員・主任職業指導員の職務	1		主任保育士	13			
				主任職業指導員	1			
4級	(1)係長の職務	36	11.1	係長	36	37	係長、保育所長の職	11.1
	(2)幼稚園長、保育所長の職務	1		保育所長	1			
5級	(1)主幹の職務	29	10.2	主幹	29	34	係長、幼稚園長、保育所長の職	10.2
	(2)相当高度の知識又は経験を必要とする幼稚園長、保育所長の職務	5		保育所長	5			
6級	(1)参事の職務	11	13.2	参事	11	44	課長の職	13.2
	(2)課長の職務	33		課長	33			
7級	部長の職務	12	3.6	部長	12	12	部長の職	3.6
8級	理事の職務	2	0.6	理事	2	2	部長の職	0.6
合 計		334	100.0			334		100.0

※赤穂市職員の給与に関する条例において行政職給料表(1)が適用される職員(再任用職員を含む。)が対象です。